第

6032

号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 8月 31日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 交際費の計上時期

Q:当社は8月決算の会社です。8月に行った接待費の請求書が届いていないものがあります。この費用は、どのように取り扱ったらいいですか?

A:交際費は、その行為のあった時点で認識しますので、未払いの交際費も今期の交際費に含めなければなりません。

【解説】

交際費は、税務上、接待等の行為のあった 時点で認識します。

したがって、ご質問のように接待行為は終わっているが支払が終わっていない場合のほか、接待行為も支払いも済ませたけれど仮払金などで処理したため費用計上されていない場合、支払も済ませ領収証の発行を受けているにもかかわらず未処理の場合なども、接待行為をおこなった事業年度の交際費に含めなければなりません。

これは、交際費には、法人税法上一定の損金算入限度額が設けられているため、交際費の繰延計上を認めると、損金算入限度額を超過する金額を調整し、所得を少なくしようとすることが考えられるからです。

このことから、ご質問の場合は、申告書上でいったん費用と認識するとともに、一方で今期の交際費に加えて損金不算入額を計算することになります。







